平成31年3月18日 於·総務省地下2階 講堂

> 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信事業分野における競争ルール等の 包括的検証に関する特別委員会(第6回)

> > 開会 午前9時59分

閉会 午後0時07分

- ○山内主査 本日は皆さん、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会の第6回を開催いたします。
- ○事務局 事務局でございます。本日は、会議冒頭、カメラ撮りの希望がございましたので、しばらくお待ちいただければと思います。
- ○山内主査 それでは、本日の議事に入りたいと思います。

まずは、本特別委員会の固有の検討テーマでありますネットワークビジョン及び基盤 整備について、事務局に、それぞれ中間論点整理骨子(案)を用意していただきました。 これについてご議論いただきたいと思います。

また、本特別委員会として連携して検討を行っている他の検討会等において取りまと めが進みつつあります。これについても事務局より検討状況をご報告いただいた上で、 最後に包括的な意見交換を行いたいと思います。

それでは、まずは、「ネットワークビジョンを巡る政策課題に関する中間論点整理骨子(案)」について、事務局からご説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○大内事業政策課調査官 それでは、資料 6 − 1 に基づき、事務局よりご説明いたします。

資料6-1、おめくりいただきまして、目次でございますけれども、まず、最初に、検討の背景といたしまして、主な環境変化ですとか、現行の電気通信事業法の適用関係等を踏まえた今後の目指すべき方向性についてご説明した上で、第2章で、主に4つのテーマに絞りまして、今後の取組の方向性について案をお示ししたいと考えております。1ページおめくりください。1ページ目でございますけれども、2030年を見据えた主な環境変化でございます。

(1) ネットワーク構造の変化、①仮想化技術の進展といたしまして、今後、ネットワーク仮想化技術等の導入を通じ、ハードの汎用化等による水平分業が進んだ場合、「設備」と「機能」の実質的分離が進展する。3ポツでございますが、「機能」と「設備」の実質的な分野や、「『設備』を設置する主体」と「『機能』を活用する主体」の分離が進展した場合、「設備」と「機能」を一体として見る電気通信事業法の規律体系における対応が課題となるとしております。

続きまして、②5G等のモバイルサービスの普及・高度化でございます。2ポツ、5Gにおいて、移動通信事業者等にとって光回線の重要性が一層高まることを踏まえ、固定・移動通信市場の融合の進展や市場支配力の在り方の変化等の観点から、公正な競争環境の確保等が課題となるとしております。

続きまして、③IP化の進展でございますが、2025年、中継網のフルIP化により、異なる伝送経路や技術を組み合わせたサービス提供が広がることが予想されます。 NGNにつきましては、他事業者の依存が一層高まる可能性等があることから、IP化の進展等に対応した公正な競争環境の確保等が課題となるとしております。

1ページおめくりください。 2ページ目でございますが、引き続きまして、 (2) 市 場構造の変化についてでございます。

①サービス提供主体の多様化といたしまして、IoT時代の到来を見据え、異業種連携による新たなサービスやビジネスモデルの創出が進展すると想定されます。「卸役務」提供の形態による他者設備の利用が拡大しつつあるとした上で、「卸役務」については提供条件の透明性の確保等の課題が指摘されているところでございまして、公正な競争環境の確保が課題となるとしております。

続きまして、②プラットフォームサービスをはじめとするグローバルなサービスの影響力の拡大でございます。

1ポツでございますが、プラットフォーム事業者は、レイヤを超えた一体的なサービス提供を行うなど各レイヤへの影響力を拡大している。また、海外事業者が提供するサービスが我が国の利用者やネットワーク市場に与える影響も拡大しているとしております。

3ポツでございますが、プラットフォーム事業者の影響力が更に拡大した場合、現行の競争ルールでは対応することが困難となる可能性があるほか、電気通信設備及び設備管理主体を国外に有しながら、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律の在り方が課題となるとしております。

続きまして、3ページにお進みください。こういった点についての現行電気通信事業 法の適用関係などについて説明したものでございます。

(1) 電気通信事業法についてでございますけれども、これまで市場環境や技術の変化を踏まえて、主に事前規制から事後規制への転換を図ってきた一方で、2ポツでございますけれども、設備を設置する主体に着目した規律が複数存在してございまして、設

備を設置することなく設備運用等に関わる事業者が登場した場合の規律の適用関係が明らかでない部分がある。また、国内に設備及び電気通信設備を管理する主体を設置することなくサービスを提供する者に対しては、電気通信事業法の規律が及ばないところになっております。

(2) 今後の環境変化等を踏まえた電気通信事業法上の主な課題として、大きく2つ 例示してございます。

まず、①でございますが、「設備」と「機能」の分離等への対応が求められる規律としまして、仮想化の進展等を通じた「設備」と「機能」の実質的な分離や市場の融合等が進展した場合には、現行規律の見直しが求められるとしまして、その例として、参入・退出規律や競争ルール、安全・信頼性に対する規律などを挙げているところでございます。

また、②でございますが、海外事業者の影響力拡大への対応が求められる規律といた しまして、利用者利益を引き続き確保するなどの観点から、設備管理主体を国外に有し ながら我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律の在り方が 課題となっているとしまして、検討が必要となるルールの例として、通信の秘密の保護、 消費者保護に関する規律、安全・信頼性に関する規律などが考えられるとしております。

以上を踏まえました目指すべき方向性について、4ページにお進みいただきますと、 大きく5つの段落に分けて書いてございますけれども、まず、1ポツ目でございますが、 ネットワーク仮想化技術の進展により、「設備」・「機能」・「役務」の担い手が分離 し、現行法の規律の対象である電気通信ネットワークの外部に新たな事業領域が出現す る可能性があります。

固定通信市場と移動通信市場の融合等により、設備競争とサービス競争のバランスに変化が生じており、我が国のネットワーク市場における競争の態様は大きく変容することが想定されます。

また、海外事業者が提供するサービスが大きな影響力を及ぼしつつあり、我が国の利用者の利益や安定したネットワーク環境等が十分に確保されないおそれがあります。

こうした2030年に向けて想定される変化を見据え、電気通信事業法の目的ですが、 公正な競争の促進、電気通信役務の円滑な提供の確保、利用者の利益の保護等のために 必要なルールの整備や現行ルールの見直しを行うべきではないかとしまして、具体的に は、以下の4項目を中心に取組を講じるべきとしてございます。 ①通信ネットワークにおける仮想化の進展、②他者設備の利用、③市場の融合、④グローバル化の進展でございます。以下のページで順に整理させていただいてございます。まず、5ページ目にお進みください。通信ネットワークにおける仮想化の進展とルールの見直しについてでございます。課題でございますけれども、2ポツにございますが、

「『設備』を設置する主体」と「『機能』を活用する主体」の分離が進んだ場合、オーケストレーション、スライシングサービス等の電気通信役務の安定的な提供において重要な役割を果たすと考えられるところでございますが、現行ルールでは、このような主体・サービスの位置付けは明らかではない。仮想化技術等の導入によるイノベーションを阻害しないよう配慮しつつ、法の規律の趣旨・目的を踏まえ、適用関係を明確化するとともに、必要なルールを検討する必要があるとしております。

これに対する主な意見でございますが、委員の先生方からは、例えば1ポツでございますが、設備に着目した現行規律から機能や役務に着目した技術への転換が求められているのではないか。2ポツでございますが、機能のみを活用する主体に対して、ソフトウェアや機能に対する規制や制度の在り方を議論していくことが必要。また、4ポツでございますが、利用者保護に関する責任主体の明確化等のルール整備を検討すべきといったご意見をいただいております。

また、事業者からのご意見でございますが、例えばということで、ソフトバンクから は現行法令の検証が必要、また、テレコムサービス協会から、「事業者間接続」に基づ く規制の在り方の抜本的な見直し等の在り方について検討が必要とのご意見もいただい ているところでございます。

こういった点を踏まえました考え方の案を、6ページ目に示してございまして、仮想 化技術の導入等によるイノベーションを阻害しないよう配慮しつつ、電気通信事業法の 適用関係を整理し、必要なルールについて引き続き検討を深めていくことが必要ではな いかとしまして、以下、参入規律の在り方、ソフトウェア等に関する安全・信頼性の確 保の在り方、利用者利益の保護、安定的な役務提供や透明性・公平性等の確保の在り方 を挙げているところでございます。

また、2ポツでございますが、電気通信事業者が「スライシングサービス」を提供する場合に公正競争が確保されるよう、APIのオープン化等の仕組みについて検討することが必要ではないかとしております。

続きまして、2つ目の課題でございますが、7ページにお進みください。他者設備の

利用とルールの見直しでございます。

まず、課題でございますが、他者設備の利用に当たっては、主に「接続」と「卸役務」による利用形態が存在するところでございますが、近年、「卸役務」の形態による他社設備の利用が拡大している。また、3ポツ、将来的には、「接続」以外の形態による他者設備の利用が一層拡大すると想定される。他者設備の利用において、「卸役務」の生態は多様なニーズに対応することが可能である一方で、提供条件の透明性の確保等の競争上の課題が指摘されているところでございます。

この点に関する主な意見でございます。

委員からのご意見でございますが、例えばということで、1ポツ、卸は本質的にクローズドな契約である一方、適切性や透明性を担保するための一定の基準を設ける必要も指摘されており、どのように両者を調和させるかが課題。また、2つ目でございますが、卸契約は、透明性を求め過ぎれば、企業間取引が萎縮する懸念がある一方で、マーケットメカニズムがしっかりと働いているかを見ることが重要。3ポツでございますが、競争評価が極めて重要といった様々なご意見をいただいているところでございます。

次のページにお進みください。引き続きまして、主な意見、今度は事業者からの意見 でございますが、例えば、NTTからは、トランスポートに接続料規制を課した場合に は、ネットワーク全体のイノベーションが停滞するとのご意見。

ソフトバンクからでございますが、ボトルネック性を持つ設備、例えば光アクセス等 に関する卸・設備共用の条件等は一定のルールが必要とのご意見。

続きまして、KDDIでございますが、NTT東西が敷設する光インフラは高い市場シェアを有し、提供条件については卸ベースでの提供ではなく、接続ルールに準じた利活用ルールの整備が必要とのご意見でございます。

また、日本インターネットプロバイダー協会からは、NGNにおける相互接続と卸の間の競争環境の公平性を維持するため、同一条件で競争条件を検証することが必要とのご意見。その他、様々なご意見をいただいているところでございます。

こういった点を踏まえまして、9ページにお進みください。他者設備の利用とルール の見直しに関する考え方の案でございます。

今後、「卸役務」や「共用」等の柔軟に提供条件を決定することができる契約形態による他者設備の利用が一層拡大すると考えられるほか、事業者間連携等が多様化することが想定される。

2ポツでございますが、「卸役務」は相対契約であることから、料金を含めた提供条件の適正性や透明性の確保が不十分であるなどの課題が指摘されているところでございます。

3ポツ、このような課題を踏まえ、公正競争環境を引き続き確保していくため、「卸役務」・「共用」における透明性や適正性等の一層の確保等、必要な規律等について、制度整備も視野に検討を深めていくべきではないか。また、他者の「機能」の利用に関する規律の在り方についても検討することが適当ではないか。

なお、上記の検討に当たっては、設備競争とサービス競争のバランスの確保や、電気 通信事業者と様々な分野の企業間の連携やサービス・ビジネスの創出を促進する観点に も留意することが重要ではないかとさせていただいているところでございます。

続きまして、10ページ目にお進みください。3つ目のテーマでございますが、市場の融合とルールの見直しについてでございます。

まず、課題でございます。

ネットワーク構造の変化と市場構造の変化は、我が国のネットワーク市場における競争の態様を大きく変容させる可能性がある。ネットワーク構造においては、固定と移動市場の融合の進展や、あるいは、新サービスの登場により、競争上の重要性に変化が生じる可能性がある。また、NGNについては、その基幹的性質が競争環境に与える影響を踏まえたルールの在り方を議論する必要性が提起されているところでございます。

一方、市場構造についてでございますが、ネットワーク外部の新たな事業領域を担う 主体が提供する機能が、市場への影響力を有することが考えられるほか、共同的な市場 支配力の行使等の問題を生む可能性も考えられる。このような想定がされる中で、現行 の指定電気通信設備制度及びそれに関連した非対象規制のみでは、新たな競争上の課題 に対応していくことが困難となる可能性があるとしております。

この点に関する主な意見を11ページ目に掲げてございますが、まず、委員からのご意見でございます。例えばということで、1ポツ目、設備競争とサービス競争のバランスを考慮することは引き続き必要であるとのご意見。2ポツでございますが、モバイルエッジコンピューティングのPOIが開放された場合、OTT事業者やプラットフォーム事業者が参入する可能性があることも踏まえたルールの在り方を検討することが必要ではないか等のご意見をいただいております。

この点についての事業者からの意見でございますが、例えばNTTからは、トランス

ポートには、卸サービスとして柔軟にサービス提供できるようにすることが適当とのご意見。また、1つ飛びますけれども、KDDIからは、NTTグループが固定・移動を統合したコア網を構築した場合には、現行の指定電気通信設備制度とは別のNTTネットワークに対する接続ルールを検討することが必要とのご意見。その下、ソフトバンクでございますが、IP化・仮想化等により、NTTグループの固定・移動のコア網が実質的に統合されるとともに、コア・アクセスの一体化が進めば、NTTの影響力が一層強大となる。優越的地位の濫用や排他的行為を実施させないための仕組みが必要とのご意見をいただいたところでございます。

1ページおめくりいただきまして、12ページ目でございます。こういったご意見等 を踏まえた考え方の案でございます。

この点については、以下、ネットワーク構造と市場構造の変化の両面で整理を試みてございますけれども、まず、1ポツ、ネットワーク構造の変化の観点からは、光回線等、設備の重要性は一層高まると想定されることから、現行の非対称規制の考え方は維持することが適当ではないか。その上で、アクセス回線については、加入者系伝送路等を巡るルールの検討に取り組むとともに、コロケーション等を含め、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当ではないか。また、基幹的コア網については、NTTにおいて次世代の基幹的コア網の在り方を早期に示すとともに、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討することが適当ではないかとしております。

一方、市場構想の変化の観点からでございますが、共同的な市場支配力等の行使が顕在化する可能性が考えられる。これら市場の外部にありながらも、密接に関連する事業を営む者が登場し、ネットワーク市場全体に対して、レイヤを超えて強い影響力等を有する可能性がある。このことを踏まえ、固定・移動通信の市場区分を超えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化するなど、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めていくことが適当ではないかとしております。

続きまして、最後でございます。グローバル化を取り上げたいと思いますが、13ページ目にお進みください。

課題でございますけれども、プラットフォーム事業者をはじめ、海外事業者が我が国の利用者やネットワーク市場に対して与える影響が拡大している。これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばないものがあり、我が国の利用者の利益や安全・信

頼性が十分に確保されないおそれがあるとしております。

この点についての主な意見でございますが、委員の方からは、例えば、国外を含めた プラットフォーム事業者に対して、通信の秘密に係る規律のみならず、消費者保護、安 全性に係る規律を適用すべきかが課題とのご意見もありました。

また、事業者からでございますが、例えばNTTからは、利用者保護や安全・信頼性の確保は必要となる可能性がある。また、ソフトバンクからは、OTT・プラットフォーマへの一定の規律適用の方向性は妥当とのご意見もございました。

こういった課題、意見を踏まえた考え方の案でございますが、2ポツに書いてございますけれども、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対して、利用者利益の確保や安全・信頼性の確保等の観点から、必要に応じ、法整備も視野に、電気通信事業法の一部規制を適用・執行する方策を検討することが適用ではないかとしております。

最後、14ページにお進みください。今後の検討についてでございます。

総務省においては、先ほど、2、取組の方向性で示した考え方に基づいて、引き続き検討を深化することが適当ではないか。具体的には、関係事業者・団体、有識者の意見を踏まえ、専門的・集中的に検討を進める観点から、関係する委員会等とも連携し、検討体制を協会することが適当ではないか。また、2、取組の方向性で示した課題については、仮想化等の技術革新や新たなサービス・ビジネスの登場等によるネットワーク・市場構造の変化に伴い、検討の前提が変わり得るものであることから、引き続き、これらの動向等も注視しつつ、検討を進めていくことが適当ではないかとしております。

事務局からの説明は以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご質問に関連してご議論をしていただきたいというふうに思いますけれども、ご議論、ご質問、あるいは、ご意見があれば、ご発言願いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、宍戸委員。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。今、事務局からご説明いただきました中間 論点整理骨子案は、これまでの当委員会での検討、あるいは、貴重なヒアリングで得ら れたインプットを踏まえて、今後のネットワークビジョンを踏まえた論点を包括的にご 検討くださっていると思います。

全て賛成でございますが、1点、確認的に申し上げますと、6ページの2-1の考え

の案で、必要なルールについて、引き続き検討を深めていくべきでないか。その中身というのは、その電気通信事業法の適用関係の整理ということでございますけれども、その1点目においては、そのネットワークの安定的な運用に影響を及ぼす可能性があることを踏まえて、その「機能」を活用する主体についての参入規律の在り方が指摘されております。

ここで、今までのように、設備という観点に着目してその参入規律を考えてきたことに対して、「機能」を活用する主体ということにその参入規律の範囲を広げるということになりますと、一体どのような事業者がここでいう「機能」を活用する主体として参入規律の対象となるのかということが不明確になり、とりわけ、海外事業者の場合には、そのあたりが不明確、よく分からないといった問題と、ひいては、法執行の実効性に疑いを差し挟むといったような懸念というのが当然あろうかと思います。

したがいまして、今後の検討に当たりましては、その参入規律の在り方について、今のような論点について慎重な検討を行うという必要があると同時に、参入規律の対象となる機能を活用する主体につきましても、その2つ下のポツでございますけれども、利用者利益の保護、安定的な役務提供、透明性・公平性等の確保といった電気通信事業法の目的の観点から、「機能」を活用する主体を適切に選んで、その規律の対象とすると。当たり前のことでございますが、その参入規律の対象となるものについては、いかなる規律をかけるかということとのバランスの中で、「機能」を活用する主体を適切に選んでいく必要があるのではないかと考えております。

とりわけ、利用者利益の保護という観点につきましては、スライドで申しますと、13枚目だと思いますけれども、利用者利益の確保、安全性・信頼性の確保の観点から、必要に応じて法整備も視野に、適用を検討するということが指摘されておりますけれども、今後のネットワークビジョンの下において、電気通信サービスの利用者の保護ということは、日本政府として極めて大きな役割、課題と認識しておりますので、この2-1と2-4が行き違いにならないよう、全体として一体としてきちんと検討されるということを願っております。

私からは以上でございます。

- ○山内主査 ありがとうございました。重要な論点でございます。 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、吉川委員。
- ○吉川委員 9ページで、卸役務についての言及があります。「『卸役務』は相対契約

であることから、料金を含めた提供条件の適正性や透明性の確保が不十分である」ということですが、相対契約というのは透明性を持ったら、企業間の取り決めを全部他社に公開しないといけないということになって、逆に、卸と小売側の間でウィン・ウィンにならない。何でそんな契約条件を透明にしなきゃいけないのかと。これは卸役務自身を否定するような表現になっているので、強いて文章を変えるとすると、「適正性や透明性の確保が担保されているわけではない」。「不十分である」というのは、もともと相対契約ですから、それは他社するものではないわけで、強いて言うと、ここはやはり「担保されているわけではない」というぐらいの表現が望ましいのかなと思います。

後ろの方にも、卸役務共用における透明性や適正性の一層の確保と書いていますが、 前回申し上げたように、大事なのは卸と小売の間で一種の市場メカニズムがうまく働く、 両方ともウィン・ウィンになるように、市場メカニズムが働くというのが重要であって、 その透明性をちょっと強調し過ぎると、卸の良さがそがれてしまうかなという懸念を持 ちますので、表現は工夫された方がいいと思います。

- ○山内主査 ほかにいかがですか。池田委員、どうぞ。
- ○池田委員 ありがとうございます。

専門が競争法なので、将来のその競争環境や、あるいは、ビジネス環境の変化を踏まえて、どう法的なルールを定めていくかということが求められていると思いますが、スライドの1ページの②のところで、「固定・移動通信の融合の進展や、それに伴う市場支配力の在り方の変化等の観点から、公正な競争環境の確保等が課題となる」ということですけれども、このスライドがコンパクトにまとめないといけないという制約があってのことだと思いますが、まだ、将来のことでもありますし、また、5GやIoTの時代になりますと、必ずしもこれまで音声通話であったり、あるいは、スマートフォンとかiPadでインターネットをするという使い方から、もっと多様な産業においてその通信技術が使われるようになるということで、今まで想定してきた競争環境とはまた違ったステージになると思われますので、何かその段階でどのような競争環境になるのか、あるいは、その競争をどのように評価していけばいいのかは、今の段階ではなかなか見通せないというのが正直なところであります。

したがって、先ほどの卸の点でもご指摘がありましたけれども、どのような競争上の 悪影響が懸念されるから、それに対して、競争上の弊害を防止する措置を講じる必要が あるということを一つ一つ検討していく必要があるのではないかなと思います。 です ので、透明性、公平性ということを強調し過ぎではないかということについては、私も、 なぜその透明性や公平性がこの競争環境において必要なのかということを詳しく説明し ていくというという取組が必要ではないかと思いました。

それから、1点、表現でよく分からなかったのが、スライドの12ページのところで、「共同的な市場支配力等の行使が顕在化する可能性」があるというところですが、この「共同的な」というのが、事業者間連携を通じて、例えば異業種の事業者間連携を通じて、その事業者がその新たなサービス分野で市場支配力を持つという話なのか、あるいは、これまでも議論があったと思いますが、NTTグループとかKDDIグループとかソフトバンクグループといったグループ単位の市場支配力を懸念されているのか、あるいは、もうちょっと寡占的協調という形で、市場における競争者同士の協調的な市場支配力の行使を懸念しているのか、懸念されている市場支配力の在り方がよく分からなかったので、もう少し言葉を尽くした方がいいのではないかと思います。

それから、14ページのところで、今後の検討ですけれども、特別委員会では、競争 法の専門家の方が何人かいらっしゃいますが、今後の制度作りと競争評価の在り方とい うのは一体的に相互に関連して専門的に検討されるべきだと思いますので、この「関係 する委員会・研究会とも連携し」のところには、市場検証会議とも連携された方がいい のではないかと思いました。

以上です。

- ○山内主査 ありがとうございます。
 - どうぞ、森委員。
- ○森委員 すいません、ありがとうございます。

6ページ目なんですけれども、その前に、今回は色々なご意見やお考えがこの特別委員会で出たものを、うまくおまとめいただいたと思います。ありがとうございました。

私の関心事としては、その6ページ目の2-1、大きな1ポツのところですが、これからは設備から「機能」であるということで、「機能」について3つお書きいただいていますが、特に3番目の小さなポツのところの「『機能』を活用したサービスにおける関係主体が多種多様となると想定されること等を踏まえた利用者利益の保護、安定的な役務提供や透明性・公平性等の確保の在り方」について、先ほど宍戸先生からもご指摘がありましたけれども、2030年になって、ネットワークオーケストレーションとか仮想化とかが進む前に、既に今はユーザーが利用者端末を持って長い間生活をしていて、

それに色々なことが依存していて、これまでは電気通信事業者側の設備だったんですけれども、やはり利用者端末の重要性が非常に上がってきている。これは現時点においても既にそうだと思います。

関連する研究会でも、モバイル市場の競争環境に関する研究会、あるいはプラットフォームサービスに関する研究会、前者では、通信端末の販売価格とかその売り方の話が出ているわけですし、後者の研究会では、通信端末、ユーザーの利用者端末に格納された情報の取扱いの問題が出てきているわけなので、やはり1つには、設備から機能ということは、通信サービス全体について言えると思います。これは提供に着目した場合ですね。

事業者に着目すると、設備から機能に上が移っていくわけですけれども、下のユーザー側も、実は、事業者側からユーザー側へというと変な話になるかもしれませんけど、ユーザー側の持っているものも、やはり非常にそちらにサービスも依存していて、それはもしかしたら、エッジへビーになっていくからということなのかもしれませんけれども、通信端末の価格であったり、通信端末に格納された情報であったりということの重要性が、もう2030年に行く前の段階で上がっていっていると思いますので、もし可能であれば、この3ポツに含まれる話かなと思いますので、「機能」を活用したサービスにおける関係主体が多種多様となると想定されること等を踏まえた利用者利益の保護、安定的な役務提供や透明性・公平性等の確保の在り方ということですが、特に利用者端末、及び、利用者端末に格納された情報の適正な取扱いみたいなことがはっきりした問題意識として確認されると、消費者保護という観点からはいいのではないかと思います。以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

松村委員、中尾委員の順でお願いします。じゃあ、松村委員、どうぞ。

○松村委員 今までの議論に比べると、ずっと抽象的でワーディングの話で申しわけない。私、総務省の会議にあまり出たことがないので、この総務省の流儀がよく分からないのですが、整理案が出ている段階の資料で、「ではないか」という表現が山のように出てくる。これは案だからこうなっていて、ここでみなが了承したら「ではないか」という表現が全て取れるという理解なのでしょうか。この表現は特に一つ一つ指摘しない限り最後まで残るのでしょうか。

「重要ではないか」というのは、もし本当に「重要」であれば言い切ってもいい。重

要性に疑問が残るなら断言しなくて曖昧のままの方が良い。「検討を深めるべきではないか」というのは、検討を深めた結果どうするのかということを完全に今の段階で決め切れないので結論を曖昧なままにする表現は良いと思うのですが、検討を深めること自体は断言しても問題ないと思う。だから曖昧な表現にする必要などない。全体的に、この言葉を安易に使うと無責任な印象を与えることを危惧しています。

この後、この表現を全て取るとすると、取った姿を念頭に置いて私たちは発言しなければいけない。この場合には、もし最後まで断言しないで曖昧にする必要がある箇所がもしあれば、今指摘しなければならないことになる。もし今後もこういうスタイルが続くのであれば、その流儀をあらかじめ教えていただけると、少なくとも私は理解できるようになります。

それから逆に「ではないか」ではなく、断言している部分。例えばスライド9のところで、先ほどもご指摘があったのですが、卸役務は適正性や透明性の確保が不十分である。これはもう断言しているわけで、この資料では大抵断言しているところは事実関係のことを言っていると思います。卸役務は、他の代替的な制度、例えば接続等に比べれば、透明性に欠ける。それは制度の建て付けから当然ですし、したがって、透明性に欠けているから、適正性を使っている側が確認することが相対的に難しいから、透明性が不十分になり得るということなのだろうと思う。しかしそれが問題であるということだとすると、これは議論の余地があって、とても断言できることではない。

先ほどもご指摘がありましたが、卸役務はそもそもの性質からして、全部その情報を 出さないことによるメリットがあり、一方で、接続に比べれば透明性に欠け、使ってい る方が適正性をちゃんと確認することが難しくなるので、適正性の確認が更に重要にな ります。

だから、そのための制度設計を検討していくのであれば、断言したとしても問題ない と思うのですが、透明性が欠けていること自体が本当に問題かは議論の余地があると思 います。

また、透明性を、その後のところで、透明性や適正性の一層の確保のために検討していくという整理が本当に正しいのか。これは適正性を確保することがとても重要で、透明性がないと適正性を確保することは更に重要になるというか、何らかの別の手段で確保することが必要になるということなら理解できる。私は本来、適正性だけが問題だと思います。

この理解が正しくなく、適正性と独立に透明性が重要であるということであれば、本 当にそうかというのはもう少し議論しなければいけないと思いました。

○山内主査 では、1点目ですね。

以上です。

○大内事業政策課調査官 ありがとうございます。

まず、1点目のご指摘でございますけれども、特に作法のようなものが決まっているわけではないのですが、我々もこれまでの審議会、研究会等での論点整理のやり方を、ある意味、見習ったところがございまして、最初に事務局から案としてお示しする際に、断定的な表現を避けて、「ではないか」という形で書かせていただいて、おおむね、先生方からご意見、ご賛同いただけるようであれば、「である」という形で一気に書いていくというようなことをこれまでやってきたことがございまして、今回もそうしたやり方を踏襲して、一部の表現がやや分かりにくくなっていることは反省をいたしまして、今後、守備一貫性を持たせた形で、かつ、分かりやすい表現に努めたいと思います。

また、卸役務についても、吉川先生、松村先生からご意見がございましたので、卸に本質的に伴う性質について、議論をするまでもなく、課題として断定的に取り上げることを避けて、なるべく中立的な記述に努めたいと思いますので、具体的な書き方についてはまたご相談をさせていただければと思います。

ありがとうございます。

- 〇山内主査 では、中尾委員、どうぞ。
- ○中尾委員 中尾でございます。我々も、発言するとき、何々ではないかと思うというよりは、断言で発言した方がいいのかなと思います。

まず、資料に関しては、非常によくまとめていただいていると思っていまして、ありがとうございます。それで、主に4ページと、それから、6ページの目指すべき方向性と、それから、ルールの見直しの考え方のところでちょっと1つ、今日、お聞きしていて思ったことなのですが、3点ありまして。

1点目が、やはり、OTTの動きは非常に早いですので、情報収集というか、何が彼らの中で起こっているかということを把握する必要があると思っていまして、これはGoogle とか Facebook 人たちとは私もたくさんつき合っている方がいるのですが、彼らは何もないところを開拓していく精神が非常に強く、これまで規制のなかったところに踏み込んで色々なサービスを展開してくることが往々にしてあるわけなので、彼らが何

をやろうとしているか、それはビジネスなので、規制するということが必ずしも正しいことなのか分かりませんが、それが国内に対して、産業に対して悪い影響を与えるとか、例えば税金を払わないとかいった話があるのであれば、そこに関しては、情報収集に努めて、何が起こっているかを把握するという方針も加えていただけるとよろしいかと思いました。

2番目が、スピード感を持って対応するということも書いていただくといいかと思いまして、FCCのルールモデルも大分変わってきているところ、例えば実験免許の与え方も非常に迅速な対応になっているところがあると思いますから、それと比較して、例えば我が国の規制のルールの見直しなんかもスピード感を持って対応するということ、環境の変化に対してスピード感を持って対応するという方針があるといいと思いました。

3番目は、冒頭で述べたことにも関係するのですが、設備と機能・役務が分離していくことに対して規制をかけるとか規制を考えるという方針は、今は、森先生もおっしゃっていますけど、OTTのことがかなり念頭にあって、OTTイコール悪という、そういう形で我々は議論しているのですけれども、規制するばかりではなくて、例えば国内でそうしたクラウド化を進める事業者が出てきたときに、それがバックファイアで自分の首を絞めることにならないように、やはり我々が考えることは、国内で産業が発展するために、正しい合理的なルールを作るということなので、この機能イコール規制とか、そういうふうにはならないといいと思っていまして、そういうポイントがあるといいかと思いました。

以上です。

- ○山内主査 ほかにいかがですか。どうぞ、新美委員。
- ○新美委員 ありがとうございます。新美でございます。

皆さんの議論を伺っていまして、ちょっと法律を専門とする者から少し意見を言いますと、ある現象を規律対象にする場合には、どんな主体を、どんな現象を、そして、どんな効果を狙うのかという3つの点が非常に大事だと思うのですが、ここにおいてポイントとなっている狙いというのは、実は利用者の保護とか安定的な役務提供とか透明性とか参入の規律とかいうのは、全部ベクトルが違います。ですから、場合によっては主体も食い違ってくるでしょうし、対象の現象も違ってくるでしょうし、効果も違ってくると。それをそれぞれ見据えた上で、どうトレードオフするかということを考えて、電気通信事業法というのを構築していくことが必要になるのではないのかと思います。

皆さんの議論、私もそうですけれども、何を念頭に置いて、どういうことを言おうとしているのかということだと思います。例えば卸にしても、事業者にしてみれば、相対的な秘密というか、契約が相対効だから、できるだけオープンにしたくないと、これは取引ですよね。ところが、利用者からいくと、一体どのように自分たちにサービスが来ているのか、どんな仕組みで値段が決まっているのかというのは、利用者の利益からいったら、当然分かっていいということになるわけです。

その間をどういうふうに調整するのかは、我々が知恵を絞っていかなければいけないし、どこまでオープンにするのか、あるいは、どこまで、先ほどありました適正性の確保が必要ですけれども、適正性を確保するためにはやはり情報がなければいけない。情報がなければいけないというのが直ちにオープンにすることなのか、あるいは、クローズの委員会で審査するというようなやり方でもいいのか、そういった様々なテクニックをどう使うかという議論をする必要があると思いますので、一本の理屈で全部カバーするということは必ずしも賛成できないと私は思います。

- 〇山内主査 どうぞ、中村委員。
- ○中村委員 中村です。お話を聞いていて、やはり資料をよくまとめていただいていますが、電気通信事業とは一体何なのかというところがすごくぼやけてきている。スライスだとかオーケストレーションというキーワードを使いながら、既存の電気通信事業のエクステンションだとか、その延長線上のサービスは規制したいと。一方、例えばOTTみたいなものをフォーカスしたときには、海外に設備があって日本には設備がない電気通信事業者のように、何らかの形で電気通信事業というのを定義したいというのが見受けられるのですが、なかなかそれ自身、すごく今は難しくなってきてしまっているのではないかと思います。

すなわち、通信サービス、例えば情報サービス、情報通信サービス、いろんな言葉があると思いますけれども、例えば色々なビジネスが今、このネット社会の上では成り立っていて、どこまでを電気通信事業法の規制範囲として捉えていくのかが、やはりシャープに切り分けられてないのではないかという印象をすごく受けます。

ですので、逆に言うと、そこに危険性をすごく感じるところがあって、普通のユーザーがちょっと作ったアプリケーションが、電気通信事業法で規制対象になるのかといった話も出てくるかもしれないし、やはり方向性としては、「情報通信サービス」を広い意味で捉えながら、もう一回「電気通信事業」というのを捉える方向か、若しくは、す

ごくタイトな形にして、コアな部分だけをこの法律では規制していきましょうとするのかをしっかり決めないと、話がどこへ行っていいのかよく分からなくなってしまうというのが正直なところです。

よくまとめられていて、すごく、ああ、そうだよねとうなずくんだけど、あれと思うのが、さっき言ったような、例えばネットワークのスライシング、スライシングって一体何なんだ、スライシングとAVNの何が違うのと。じゃあ、スライシングと例えばその上で、例えばTorのネットワーク、何が違うのと。Google がやっているサービスと個人が作っているウェブサービスは何が違うのというところまで話を少し考えないと、何か厄介な方向に行ってしまうんじゃないかと思います。

- ○山内主査では、相田委員。
- ○相田主査代理 3人の先生がおっしゃったこととほとんど同じトーンになるのですが、例えば13ページのところで、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者とさらっと書いてあって、これはOTTのことを想定しているのでしょうが、例えば「我が国の利用者」というのは我が国の国籍を持っている利用者なのか、我が国に居住している利用者なのか、例えば最近、飛行機の上でWiーFiでインターネット接続サービスが利用できるわけですけれども、我が国の航空会社が我が国の乗客に対して、我が国の国内でインターネット利用計画を承諾すると承諾ボタンを押したと。でも、それを実際に提供している事業者は海外に籍を持った事業者であり、飛んでいるうちに、公海の上に出た、あるいは、他国の領空の上で飛んでいるという場合に、これを適用したらいいのかと。

これはやはり非常に難しい問題なので、何をどこまで保護するのかというところをよく考えないと、この結論を出すのは難しいのではないかと思いました。

- 〇山内主査 では、森川委員、どうぞ。
- ○森川委員 ありがとうございます。森川です。

これ、非常にいいなと僕は思っていまして、今まですごくもやもやしていたものを、とにかく課題をリストアップしたところは非常に評価できるポイントだと思います。

先生方もおっしゃられていましたように、これからが非常に大変で、何をすればいいのかと。おそらく法律の在り方も、アーキテクチャとかコードとかも言われますが、やはり間接的に法律が介入していく、そういう在り方も新しく考えていかないといけないと思いますので、そういった意味で、我々は、広くこれから頭を柔軟に考えていかなけ

ればいけない、そういう報告書の位置付けなのかと思った次第です。

- ○山内主査では、石田委員、内田委員、大谷委員。
- ○石田委員 消費者保護の観点から言いますと、やはり海外事業者であっても、何らかトラブルが起こった場合、電気通信事業法では消費者保護の苦情の処理について規定があるので、今、電気通信事業法をどこまで適用するのかという話がございましたけれども、やはりサービス提供する以上は電気通信事業法の適用を受けるべきと考えますので、そのあたりを含めた検討を、消費者サイドとしては期待することになるかと思います。
- ○山内主査 ありがとうございます。

では、内田委員。

○内田委員 ありがとうございます。2点ございます。

4ページ目の目指すべき方向性の案の最後のポツのところですけれども、最後に、「イノベーションの創出や社会的課題の解決に寄与できる社会を目指すべきではないか」と書いております。スローガンとしては、気持ちは分かるのですが、具体的にどういうイノベーションを創出するのかとか、どのような社会的課題を解決するのかといったところがぼやけておりまして、若干、言葉は悪いのですが、無責任に感じるというふうに思いましたというのが1点目です。

もう一つなのですが、関連するご指摘も既にございましたけれども、設備と機能の関係が相対化していくと。その中で事業法の書きぶりというものが改めて見直されるべきではないかという議論もあったかと思います。

そのとおりだと思うのですけれども、テクニカルには結構難しい話かなと思っていまして、どのような段階を踏んで見直していくのかといったところを慎重に検討していかないといけないと思います。実際に実現されている技術、それから、今後実現されていく技術、その中での技術の進展のスピードと事業法の見直しの関係というものを慎重に検討していくことが必要ではないかと考えました。

以上でございます。

- ○山内主査では、大谷さん、どうぞ。
- ○大谷委員 どうもありがとうございます。

今回まとめていただいたものは、基本的に内容としてはこれまで検討されてきた内容を整理されたものですので、この時期にこれを取りまとめられたというのは大変よいことだと思っております。

やはり1点申し上げておきたいのが、他者設備の利用に関わるルールのところですが、 卸サービスがあまねく問題のあるサービスということではないと思ってはいますけれど も、接続ルールに対して潜脱的な利用がなされるときには、やはり競争をゆがめたり、 利用者へのサービス提供条件が利用者に対して不公平であるといった問題を生じる可能 性があることは、既に顕在化している事象であって、将来の電気通信事業を考える上で はどうしても避けられない課題だと思っております。

ただし、現状でも、例えばモバイルの市場環境などを見るときに、十分なデータがないために、望ましい規律の在り方、規制の在り方などについてどうしても慎重に取り扱わざるを得ないというケースが出てきておりますので、今後、新たな競争ルールを定めていくときには、競争ルールそのものだけではなく、競争ルールの在り方、その適用の仕方を判断することができるデータとかエビデンスといったものをしっかり収集する仕組みを併せて構築することが必要だと思っておりまして、事業者の報告義務、それから、収集されたデータの検証の仕方、特に卸サービスのように相対契約でなされるものについて、事業者の利益を損なわない形でどのように検証するのかといった仕組みについても、過去に色々な試みがなされてきていますので、そういった手続面を十分に新しいルールにも取り込んでいくということが必要ではないかと思っております。

市場環境というのはこれからもダイナミックに変動していきますので、実態を適切に 把握して、データやエビデンスに基づいて政策決定ができるような仕組みというのを、 併せてこの機会に構築するように求めたいと思います。

よろしくお願いいたします。

- ○山内主査 では、木村委員、どうぞ。
- ○木村委員 消費者側としては、先ほど石田委員がおっしゃいましたように、電気通信 事業法の適用は、通信サービスを提供する事業者ということで入れていただけると、消 費者、利用者としては分かりやすいと思います。

1点、6ページ目の大きいポツの小さい1ポツ目です。「『「機能」を活用する主体』 が」という部分の参入規律の在り方についてですが、ここに含まれると思うのですが、 念のために少し指摘しておきたいのが、再三申し上げているのですけれども、事業者の サービスの停止時にどうするかということをきちんと入れていただきたいと思います。

インフラとして通信が利用される際に、やはり急に使えなくなってしまったということは極力避けていただきたいと思います。災害以外に、例えば事業者の事情で突然サー

ビスが停止してしまうということもこれからあり得ると思います。そういったときにどう対応していくのか、インフラであればこそ、想定外であるものを想定して対策していただくということが必要ではないかと思います。

3ポツ目ですが、皆様ご指摘なさっていますけれども、利用者利益の保護というところですが、「『機能』を活用したサービスにおける関係主体が多種多様となると想定されること等」と書いてありますが、おそらく多種多様になるとは思うのですが、「変化に応じて」というニュアンスが入るといいと思いました。

それから、2030年となると、将来のことなので、大変色々なサービスが出てくるとは思うのですが、契約が複雑になって、消費者や利用者が取り残されないように、ぜひ色々な取組をしていただきたいと思うことと、必ずしも利用者は新しいサービスを利用するとは限りませんので、やはり取り残しがないように、きちんと利用者の保護を全体として見ていただきたいと思っています。

以上です。

- ○山内主査 それでは、森委員、お願いします。
- 申しわけありません。先ほど来、ずっと問題になっているお話ですが、やは ○森委員 り先ほど利用者端末に事寄せて申し上げました。私、個人的には、やはりもう電気通信 事業法の位置付けを、事業者規制法からサービス利用者保護法に転換するしかないので はないかと思っておりまして、これまでも利用者側の問題が生じれば対応してきたわけ です。平成24年にスマートフォンプライバシーイニシアティブというものを総務省が 作りましたけれども、スマートフォンのアプリからユーザー情報が抜き取られる事態が 生じた場合に、たとえそれが高校生の作ったアプリでも、情報モジュールを入れてユー ザー端末の情報を抜くということになれば、それは問題だという認識で作られたもので すから、やはり利用者側へのユーザーのインパクトということを中心に規制がこれまで も考えられてきたのだろうと思いますし、逆に、先に事業者を決めるというアプローチ で電気通信事業法の適用範囲を画することになりますと、新しいサービスが出てきたと きに、既に決まっている当該事業者が規制対象となると。しかし、同じインパクトを持 っている他の事業者、特に海外の事業者は適用対象にならないということで、その競争 環境にも悪い影響があると思いますので、私はやはりサービス利用者の保護という観点 から、その適用範囲を画するべきではないかと思います。

以上です。

○山内主査 ありがとうございました。

まだあろうかと思いますけど、時間の関係もございますので、議事を進めさせていた だこうと思います。

次に、「基盤整備等に関する中間論点整理骨子(案)」について、事務局からご説明 いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大内事業政策課調査官 ありがとうございます。事務局から、資料6-2-1としまして、中間論点整理骨子(案)、また、資料6-2-2といたしまして、関連しますが、ユニバーサルサービスに関する利用者意識調査を実施しましたので、その結果の速報をお配りしてございます。

まず、資料6-2-1に基づきまして、説明をさせていただきたいと思います。

おめくりいただき、目次でございますけれども、まず、検討の背景といたしまして、現行制度の概要や主な環境変化、諸外国の取組を述べた上で、第2章といたしまして、短期的取組を2つ、また、中長期的な取組の方向性を1つ、ご提示しているところでございます。

以下、1ページ以下、ご説明したいと思いますけれども。

まず、1ページ目、ユニバーサルサービス制度の概要でございます。NTT法におきましては、第3条におきまして、NTT持株会社・東西会社に対して、全国における適切・公平、安定的な電話サービスの提供が義務付けられております。これは、NTT持株・東西の旧電電公社としての特別の地位に着目した規定であるとされているところでございます。

さらに、第2条でございますけれども、NTT東西は、「地域電気通信業務」を本来 業務としておりまして、これはNTT東西の業務範囲を区域内通信であります県内の音 声通信サービス等に限定する趣旨であると理解されてございます。

一方、2ポツでございますけれども、自己設備設置要件と書いてございますが、自ら設備を設置して、その設備を用いてサービスを提供することが義務付けられておりますけれども、これはNTT東西に対して、他社が撤退してもサービス提供を維持する「ナショナル・ミニマム」としての設備設置を義務付ける趣旨であるとされているところでございます。

こういった点を踏まえますと、NTT法は、一番下の四角でございますけれども、N TT東西に対して、公正競争の促進を旨としつつ、その競争を補完するものとして、電 話サービスの適切・公平、安定的な提供を確保し、「ユニバーサルサービス」を実現するものと考えられるのではないかとしてございます。

続きまして、2ページ目にお進みください。電気通信事業法におきましては、まず① 基礎的電気通信役務の概要でございますが、この役務を規定しまして、適正・公平かつ 安定的な提供に努めることが義務付けられてございます。

この規定は、平成13年に交付金に係る制度を導入するに当たり整備されたものでございますが、その後、約款規制等に係る記述が新たに整備されて現在に至ってございます。

②基礎的電気通信役務の対象でございますが、現在、電話、公衆電話、一部の光IP電話となってございます。また、ユニバーサルサービスの運用に当たりましては、「不可欠性」、「低廉性」、「利用可能性」を3要件としまして、これら全てを満たすものとして加入電話等が対象となってきたところでございますけれども、条文上、要件として明記されているのは「不可欠性」のみであるという点を指摘してございます。

続きまして、交付金制度でございますが、この事業法は、競争の進展による地域間の格差を是正するために、「適格電気通信事業者」であるNTT東西と接続を行うことにより受益している他の事業者の負担によりまして、その赤字の一部を補塡するために「交付金制度」に係る記述を定めております。

赤字額の一部となっておりますのは、経営の効率化を図ることを目的としたものでございますけれども、一部補塡であるために、本制度のみではサービスのあまねく提供を担保する仕組みとなっていないという点が事実として指摘されるかと思います。

こういった点を踏まえまして、下の四角でございますが、基礎的電気通信役務は、条件不利地域における役務提供を確保する「競争補完」、また、その約款規制等を通じて 適正な提供条件を確保する「利用者利益の確保」の両面を具備する複合的な概念と考え られるのではないかとしているところでございます。

3ページ目にお進みください。関連する制度等についてでございますが、まず、先ほど申し上げましたNTT法と電気通信事業法の関係についてでございますけれども、この両法は共に、「競争補完」、また、「利用者利益の確保」を実現するものではございますけれども、そのための規律の内容や手法は異なっているところでございます。

また、法律以外でございます。予算措置として、②に書いてございますけれども、光ファイバや携帯電話基地局等については、民間整備を基本としつつ、条件不利地域にお

きましては、国・自治体の負担により整備を行い、これらが運営を行う場合がございます。具体的にはということで、(a)「公設公営方式」、(b)「公設民営方式」、(c)、「民設民営方式」等がとられてございます。今後、IRU等の公設の設備が更新時期を迎えるに当たりまして、必要となる費用の負担が自治体にとって大きな課題となっているところでございます。

こういった点を踏まえまして、下にございますけれども、NTT法及び電気通信事業 法は、相互に補完し合う関係にあると言えるのではないか。また、予算措置等の基盤整 備支援は、設備設置の観点から手当てを行ってきたものであり、役務提供の維持を図る ユニバーサルサービス制度とは趣旨・目的を異にするものであることから、引き続き、 「車の両輪」として進めることが適当ではないかとしてございます。

こういった点が制度の現状でございますけれども、4ページ目にお進みください。このユニバーサルサービスによる主な環境変化について説明申し上げます。

まず、(1)サービスの高度化・多様化でございます。

①、ブロードバンドサービスの普及としまして、ブロードバンドサービスは、インターネットが社会・経済・文化を支える基盤となり、コンテンツが多様化等するに伴って普及しております。また、1つ飛ばしまして3ポツでございますが、多様なサービスを支える基幹的インフラとしての重要性が高まることが想定される一方で、2ポツでございますが、競争の進展によりまして、利用者料金等の提供条件に関する規律の適用を受けていないところでございます。

②モバイルサービスの進展でございますけれども、1ポツ、携帯電話サービスは、国民生活に不可欠なサービスとして普及・定着しており、2ポツでございますが、インターネット利用においても重要な役割を果たしてございます。また、1つ飛んでいただきまして4ポツでございますが、今後、Society 5.0時代の到来を見据えて、モバイルサービスの重要性は一層高まることが想定されているところでございますけれども、3ポツに戻っていただきますが、利用者料金等の提供条件につきましては、事前規制は撤廃されているところでございます。

③でございます。現在の基礎的電気通信役務である電話サービスの果たしている役割についてでございます。1ポツでございますが、「一家に一台」の連絡先として、いまだに社会経済活動に不可欠な基盤として機能している。3ポツでございますが、当面の間、ブロードバンドサービスや携帯電話を補完し、高齢者や条件不利地域を含むあらゆ

る世代・地域における基礎的なサービスとして位置付けを保つと考えられるとしております。

5ページ目でございます。2030年に向けた構造変化といたしまして、2つ。まず、1つ目としまして、社会構造の変化を挙げてございます。人口減少、過疎化の進展により、効率的なサービス提供を通じた現行サービスの維持が課題となっているとしております。

②ネットワーク構造の変化でございますが、先ほどもご議論いただきましたけれども、整備と機能の分離が進展するなど、基幹的なサービスの提供に関わる主体が多様化することが想定される。5Gの本格導入を踏まえ、技術革新に柔軟に対応可能なルールの在り方が求められるとしております。

以上の点を踏まえた目指すべき方向性でございます。当面の間は、重要な役割を果たす電話サービスの継続的提供を確保するため、先進的な技術を活用するなどの効率化を図っていくことが適当ではないか。サービスの高度化・多様化を見据え、電話を前提としたユニバーサルサービス制度を改め、競争が一定程度進展しているサービスについても、国民生活にとって不可欠なものについては、競争補完の位置付けを確保しつつ、利用者利益が確保できる仕組みを構築すべきではないか。

一方、我が国の社会構造の変化を見据え、不可欠なサービスについて社会的排除が生 じないよう、効率性に配慮しつつ、あまねくサービスの提供を担保する仕組みを構築す べきではないか。

以上の取組を通じて、有線・無線等を問わず、必要とする情報通信サービスを誰もが 適正・公平・安定的に享受できる環境、すなわちユニバーサルアクセスの実現を目指す べきではないかとしております。

6ページ目にお進みいただきますと、これは既に事務局資料として提出させていただいたものでございまして、欧米等の諸外国においても、情報通信サービスの高度化に対応して、例えば技術中立的な規定ですとか、若しくは、ブロードバンドサービスの提供を義務付けるといった制度見直しが行われている例が見られることを示したものでございますので、ご参考までにごらんいただければと思います。

7ページにお進みください。今後の取組の方向性の案でございます。

まず、短期的取組の1つ目としまして、電話サービスの持続可能性の確保について述べてございます。

課題でございますが、NTT東西は、固定電話網をIP網に移行するに当たりまして、メタルの再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限りまして、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案しているところでございます。これまでも個別事例がございましたけれども、今後を見据えまして、効率化の観点からの必要性を明確化した上で、NTT法の規定でございます、先ほど申し上げました自己設備設置要件や、電話に係る技術基準等との関係について整理することが必要となっているところでございます。

この点につきましての主な意見でございます。委員からのご意見といたしまして、例えば1ポツでございますが、今後のユニバーサルサービスを考えるに当たり、日本社会が今後迎える構造的変容を意識する必要がある。また、2ポツでございますが、ユニバーサルサービスとしての電話の要求仕様を効率的に維持するためには、利用可能な技術や制度を幅広く検討する必要があるとのご意見をいただいております。

事業者からのご意見でございますが、KDDI、ソフトバンクともに、公正競争に関する制度に配慮した議論の必要性についてご意見をいただいたところでございます。

続きまして、考え方の案でございます。NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本とすべきではないか。その上で、2030年に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる安定的で低廉なサービス提供に資すると言えるのではないか。

そのため、主に以下のセーフガード措置を講ずることを確保すべく、所要の制度整備を講じるべきではないかとしまして、他者設備の利用がNTT東西等の責務の遂行に寄与するものであること、公正競争環境に影響を及ぼさないこと、安定的なサービス提供を確保することを挙げているところでございます。

8ページにお進みください。短期的取組の2つ目といたしまして、新たなサービスの 利用環境の確保について、ご説明いたします。

まず、(1)、不可欠、国民生活に不可欠なサービスでございますが、拡大・多様化 への対応でございます。

課題といたしまして、現在の基礎的電気通信役務である固定加入電話等については、 社会経済活動において重要な役割を果たしている。

一方、インターネットについても、基本的なコミュニケーション手段として用いられ

ており、携帯電話サービスは、生活に密着した通信ツールとして普及している。これらは、国民生活に不可欠なサービスであるが、これまでいわゆる「3要件」に該当しないものとして、基礎的電気通信役務の対象となっていない。

利用者利益の確保を図るべきサービスが拡大・多様化している一方、現在の制度はこれらに柔軟かつ機動的に対応する仕組みとなっているとは言いがたいとしております。 主な意見でございます。

委員からのご意見といたしまして、例えば1ポツでございますが、3要件に関しては、 要件として法律上規定されている「不可欠性」と、規定されてない「低廉性」、「利用 可能性」を区別すべきとのご意見。2ポツでございますが、ブロードバンドサービスや 携帯電話についてもユニバーサルサービスの対象とし得るのではないか。対象サービス を拡大するのであれば、制度目的を達成するため、必要な規律を適時適切に組み合わせ るといったことも検討すべきではないかといったご意見をいただいてございます。

この点に関して、事業者からのご意見でございますが、まず、NTTからは、ユニバーサルサービスの対象については、国民のコンセンサスを得ながら議論すべきとのご意見。KDDIからは、携帯電話を基礎的電気通信役務とすることは、現行制度の趣旨に合わないとのご意見。ソフトバンクからは、現行の基礎的電気通信役務の対象サービスを維持すべき、携帯電話は対象とすべきではないとのご意見をいただいております。

9ページにお進みください。こういった点を踏まえました考え方の案でございます。 いわゆる「3要件」のうち、「低廉性」及び「利用可能性」は法律上定義されておらず、 基礎的電気通信役務が達成すべき目標と考えられるため、本来は「不可欠性」を中心と して基礎的電気通信役務の対象を考えるべきではないか。

現在、対応となっているサービスについては、例えば①でございますが、一家に一台の基本的連絡手段であったり、②でございますが、公衆電話の災害時有線通信機能等、こういった点を踏まえまして、引き続き、基礎的電気通信役務として位置付けることが適当ではないかとしております。

一方、Society 5.0の時代を見据え、今後、国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえれば、いつまでも固定加入電話等のみが基礎的電気通信役務として位置付けられ続けることが適当とは思われない。そのため、国民生活に不可欠となる多様なサービス、例えばブロードバンドサービスの性質等に応じて、必要な範囲と程度の規律が課され得るよう、電気通信事業法上の基礎的電気通信役務に関する規律を弾力化し、

競争を補完しつつ、利用者利益の確保を図るための制度整備を検討することが適当ではないか。

上記記述を検討するに当たっては、競争の進展により、利用者利益の確保が図られていると認められるサービスについては、規律の程度を必要最小限なものに限定すること、また、利用者利益を確保する必要性が乏しいサービスについては対象外とすることも検討すべきではないかとしております。

なお、携帯電話サービスについてでございますが、国民生活に密着したサービスである一方で、競争環境において全国あまねく適正な提供が確保されているなどの指摘があったところでございます。その在り方については、基礎的電気通信役務制度との関係も含めて検討を深めていく必要があるのではないかとしております。

続きまして、10ページ目にお進みください。続きまして、(2)、交付金制度の見直しを通じたサービスの安定的な提供の確保についてでございます。

課題でございますが、国民生活に不可欠なサービスの中には、条件不利地域をはじめ、 区域内における利用可能性が確保されていないものがある。電話については、NTT法 に基づいて、あまねく提供が義務付けられておりますが、その他のサービス、例えばイ ンターネット接続サービスについては、交付金制度による補塡を受ける仕組みの対象と することが考えられる。しかしながら、現状の制度単体では地理的格差の是正を担保す る仕組みとなっていないところでございます。

この点について、主な意見でございます。

委員からの意見でございますが、1ポツ、市場を通じてあまねく提供することが確かとは言えないサービスについて、政府が供給を確保するために対象とするということも認められてしかるべきではないかとのご意見。また、2ポツでございますが、費用補塡を受けた事業者に対して、一定の提供条件を義務付けることは、仕組みとして合理的であるとのご意見がございました。

一方、事業者からのご意見でございますが、KDDI、ソフトバンク、共に挙げてございますが、国民負担の最小化に関するご意見が挙げられているところでございます。

以上を踏まえました考え方の案でございます。基礎的電気通信役務の対象範囲の拡大を見据えると、業務区域によっては、市場競争が行われず、利用可能性を担保できないものもあると考えられることから、交付金制度を強化することにより、安定的なサービス提供を確保するための制度整備を検討することが適当ではないか。

具体的には、条件不利地域におけるブロードバンドサービス等について、補塡額を赤字額の全額とするなどの支援強化を図る一方で、適格事業者の指定に当たっては、「競り下げ方式」等により国民負担の最小化の方策を講じるといった効率化に向けた枠組みを設けることも検討すべきではないか。ブロードバンドサービスについて、技術中立性の観点から規定することについても検討すべきではないかとしてございます。

11ページにお進みください。中長期的取組としてユニバーサルアクセスの実現について挙げてございます。

課題でございますけれども、2030年を見据えれば、ブロードバンド・ネットワークを通じて、有線・無線等を問わず、利用者がニーズに応じて、多様なサービスを利用可能な技術的条件が整うことが想定される。誰もがこうしたサービスを適正・公平・安定的に享受できる環境であるユニバーサルアクセスの実現が課題となるところでございます。

主な意見といたしまして、委員から、2030年以降、より先を見据えるべきではないかとのご意見。

事業者から、NTTからは、ユニバーサルサービスの対象について、国民のコンセンサスを得ながら議論すべきとの先ほど挙げましたご意見のほか、KDDIからは、ブロードバンドを整備すれば、生活に必要なほぼ全てのニーズに対応できるようになるとのご意見。ソフトバンクからは、本質的に全ての国民に保障すべきアクセスであって、そのために基幹的なアクセス部分の確保が必要とのご意見がございました。

以上を踏まえた考え方の案でございます。

ユニバーサルアクセスの実現は、国民の利便性の確保、国際競争力の強化等の観点から、極めて重要であり、まずは競争によりサービスの高度化、普及促進を図ることが重要ではないか。加えて、上記に上げた取組を通じまして、あらゆる政策ツールを動員して実現を目指すべきではないか。

また、ユニバーサルアクセスの概念の具体化に当たっては、現行のユニバーサルサービス制度との整合性も考慮しながら、ユニバーサルアクセスに求められる構成要件等について継続的な検討を行うことが適当ではないかとしてございます。

最後に、12ページ目でございます。今後の検討についてでございますが、総務省に おいては、2、取組の方向性で示した考え方に基づいて、必要な制度整備に向けて具体 的な検討を進めることが適当ではないか。関係事業者や有識者の意見を踏まえ、制度面 を中心に専門的・集中的に検討を進める観点から、検討体制を強化することが適当ではないか。ユーザーサービス制度の在り方については、引き続き、多様な関係者の意見を踏まえながら、検討を進めていくことが適当ではないかとしてございます。

以下は参考資料でございます。

最後に、お配りしてございますけれども、資料6-2-2をごらんいただきますと、 総務省において実施いたしましたユニバーサルサービス等に関する利用者意識調査の結 果でございます。まだ速報版でございますけれども、この点につきまして、極めて簡潔 に中身をご紹介したいと思います。

2ページ目でございますが、主な調査結果としまして、国民生活に不可欠な通信サービスに必要な機能・条件は何ですかという質問に対しまして、例えば、音声でやり取りができることですとか、大規模災害時のやり取り、例えば緊急通報ができることといったご意見があったこと、また、国民生活に不可欠な通信サービスに備わるべき条件について、全国で利用できること、安価な料金で利用できることといった回答が多く寄せられたところでございます。

3ページ目にお進みください。固定電話についての意識調査でございます。右側でございますが、固定電話、不可欠だと思う、どちらかといえば不可欠だと思うという合計が約半数でございました。

4ページ目にお進みください。固定電話に関する意識でございますけれども、これ、 利用できないと困りますかというご質問に対して、携帯電話が電波条件によってつなが らないことがあるといったことですとか、緊急通報を確実に行いたいということで、そ ういった観点からの必要性に関する意見が多く寄せられたところでございます。

5ページ目にお進みください。携帯電話に関する意識でございます。「不可欠だと思う」、「どちらかというと不可欠だと思う」という回答が約85%と多くございました。

続いて、6ページ目にお進みいただきますと、インターネットについて、同じ質問を したところ、これは、左側にございますが、約90%が、不可欠、もしくは、どちらか といえば不可欠というご意見があったところでございます。

駆け足で恐縮ですが、7ページ目はインターネットに関する意識でございますが、国 民生活、インターネットを利用するサービスの中で不可欠なサービスは何ですかという 質問に対しては、電子メールの送受信ですとか、検索サービスという回答が多かったと ころでございます。 以下、8ページ以下、公衆電話ですとか、若しくは、災害時に必要な通信サービスに 関する意識調査、また、11ページ以下で電報に関する意識調査も併せて行ってござい ますので、後ほどごらんいただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、基盤整備等に関する問題ですね。ご意見、あるいは、ご質問あれば、ご発 言いかがでしょう。内田委員、どうぞ。

○内田委員 どうもありがとうございました。

最後にご紹介をいただきましたアンケートですけれども、これは今後どのように活用されていくのかということを教えていただきたいと思います。中身につきましても、アンケートですので結果は事実としてということだと思うのですが、アンケート項目についても、これはどうなのかなというところが幾つかありました。

例えば2ページ目のところで、インターネットに接続して知りたい情報を検索できることとかなり限定的な聞き方をしていまして、例えばなぜシンプルにインターネットに接続できることと聞かなかったのかとか思ったりもしました。このあたり、どのような趣旨でこのアンケートの項目を設計されたのかということも併せて教えていただけますでしょうか。

- ○大内事業政策課調査官 このアンケート自体につきましては、行政上の施策の参考にする観点から、これまでも類似の形で実施してきたものの一環でございますが、今回、ユニバーサルサービスについて検討いただいているということもございますので、初めてということになりますけれども公表させていただきまして、今回の議論の参考に供させていただいたということでございます。様々な解釈の仕方ですとか、これを踏まえた議論の在り方があろうかと思いますので、我々としましては、中立的に、これを一つの議論のたたき台といいますか、参考にしていただきたいという以上でも以下でもございません。
- ○山内主査 ほか、いかがですか。どうぞ、中尾委員。
- ○中尾委員 中尾でございます。ありがとうございます。

特にやはりこの利用者意識調査が非常におもしろいなと思って拝見していまして、これ、多分、速報版ということは、詳細版も多分出てくるのではないかと思っているのですが、ユニバーサルサービスに関して、必要不可欠であるかとか、そういう聞き方をさ

れているのですが、これが例えば国民生活に不可欠であり、例えば国民が負担をしても いいと思っているかどうかというような視点というのは何か調査されているのでしょう か。

例えば、今後、6-2-1にもありましたけれども、有線・無線まで含めるかという 観点もありますが、結局、その負担がどこに行くかというところがやはり大きいと思っ ていまして、国民目線で考えるというポイントは、この利用者意識調査で大分よく分か るので、非常にいいかと思うのですが、負担してまで不可欠にするかとか、国民がどう 思っているかという意見は非常に参考になるかと思いまして、今の時点でもしそういう 調査があるのであれば、ご紹介をいただけないかなと思いました。

それがないのであれば、今後、そういうところも質問項目として聞いて、あるいは、 今、アンケートの続きが実はあるよということであれば、教えていただければと思いま す。

以上です。

- ○大内事業政策課調査官 事実関係だけ申し上げますと、ご指摘の点、非常に重要な点でと思いますけれども、今回のアンケートにおいては、その負担感については特に質問項目としてございませんで、今後の検討課題と認識しているところでございます。ありがとうございます。
- ○山内主査 そのほか、いかがですか。どうぞ。
- ○相田主査代理 相田でございますけれども、このアンケートを見て少しやはり悩ましいなと思うのは、災害でも使えることというのは分かっているのですけれども、実際には、ユニバーサルサービスといえども、100%いつでも使えるということは保障されてないわけで、台風等で局が流れてしまったりしたら、復旧までに、下手すると何カ月とかかったりするというようなところでもって、本当に何が求められているのかということと、それをどういうクオリティー付けにしようとすると、じゃあ、幾らかかるのかという、コストとのトレードオフをやはりよく検討して国民的コンセンサスを得ていかないと、こんなはずじゃなかったということになりかねないというところで、少し悩ましいと思いました。
- ○山内主査 なるほど。

ほかにご意見、いかがですか。どうぞ、松村委員。

○松村委員 すいません、私、もう少し前の段階で、少し驚いてしまった。ユニバーサ

ルアクセスにこんなに前のめりというか、踏み込んでいることに、正直、少しびっくり しました。

必要とする情報通信サービスを誰もが適正・公平・安定的に享受できる環境の実現を 目指すということを、ここまで本当に踏み込んでいいのか、私はとても心配しています。

どういうことなのかというと、例えばコンパクトシティ等の議論と並行して出てきていて、一定の領域に住んでいればこういうサービスを保障するという程度であれば、それほど大きなコストにはならないと思う。山の中に1人だけ住んでいるところまで光ファイバを延ばすのに、もちろん基地局を作るのにものすごいコストがかかりますというところまで踏み込むのか。「誰もが」ということを突き詰めていけば、そういうところまで全部カバーするところまで踏み込むことになり、これはもうとんでもないコストがかかりかねない。

そうすると、これを今のようなサーチャージでやるとすると、どこまで電話代が上がるか分からないということだってあり得る。私はこの点をとても懸念しています。

そういう点については十分留意するということがずっと書いてあるので、その点では 安心なのですが、本当に誰もが適正・公平・安定的に情報通信サービスを享受できるこ とが当たり前のことなのかは、もう少し考えなければいけないのではないか。

しつこいようですが、一定の領域に住んでいる人まではここまで保障しますということならいいのかもしれないのですが、本当に誰もがという表現まで踏み込んで、将来の日本の姿までコミットしてしまっていいのかということについては、今後の検討で相当慎重に考えていかないと、どこまで国民負担が増えるのかという点について、もう計り知れないところまで行きかねないことを、私はとても懸念しています。

以上です。

- 〇山内主査 どうぞ、吉川委員。
- ○吉川委員 今の松村構成員からのコメントに関係するんですけど、水道の料金って自 治体ごとにすごく差がありまして、一番、大体平均的な家庭が月間20立方メートル使 うとすると、一番高いところは月額7,695円、一番安いところは971円と7倍ぐら い差があるんですね。

ですから、やはりユニバーサルアクセスについては、これは中長期的取組ですけど、かなり慎重な議論が必要で、水道料金はそれぐらい格差があるのを認めていると。ブロードバンド、モバイル、電話の、全国一律のサービス提供をどこまで目指すんですかと

いうことに関しては、多分、これ、国民的な負担との関係、トレードオフを相当議論しないといけないだろうと思います。

それから、今回の資料で少し整理させていただきたいのですが、結局、まず、短期と中期って一体どれぐらいの時間のスパンなのかということと、短期は結局、今の電話は引き続き認めるのか、ブロードバンドはどうなのか、それから、携帯はどうなのかということですが、私の理解としては、固定電話は引き続きユニバーサルサービスとして維持し、ブロードバンドサービスが少し今後検討しましょう、携帯電話はとりあえず除外しましょう、それから、いわゆる適格事業者はNTT東西と、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○大内事業政策課調査官 ありがとうございます。

まず、松村先生からおっしゃっていただきましたとおり、直ちに全て国民負担によってあらゆるサービスが全国津々浦々で実現するという、そういった負担も含めた制度設計が直ちに実現されるべきだと考えているつもりは全くございませんで、事実、事務局資料の中でも、まずは競争を通じて実現されるべき、あらゆるサービスが、その上に乗っかるべき設備、基盤が今後、中長期的な目標として設定されるべきじゃないかということを一般的に述べただけでございますので、当然ながら、国民負担への影響というのは最大限配慮しながら、慎重に検討を進めていくべきと考えでおりますところ、ぜひその点についてはご理解いただきたいと思います。

その上で、吉川先生からご意見をいただきまして、ありがとうございます。ちょっと 事務局の口からそういう簡略、簡潔になかなか結論めいたことを言うのは難しいところ ではあるのですが、基本的には、やはり今後、不可欠なサービスが広がっていく中で、 例えばということでブロードバンドサービスというものを基礎的役務の対象にしていく ことを検討課題として挙げた上で、検討を深めていくべきではないかと考えているとい うのは、おっしゃるとおりでございます。また、その上で、携帯電話サービスについて は様々な課題を引き続き整理していく必要があると考えているところでございます。

また、適格事業者の範囲でございますけれども、これは仮にでございますが、ブロードバンドサービスというものが対象役務になった場合のその担い手については、NTT東西も当然含まれると思いますけれども、地域によっては、例えばケーブルテレビ事業者ですとか、様々な自治体もあろうかと思いますので、それは電話サービスとは多少違う形で、主体の多様化というのが見られるのではないかと思いますので、そういった点

を踏まえた今後の検討というのが必要と考えているところでございます。 以上でございます。

- ○吉川委員 ありがとうございます。
- ○山内主査 それでは、関口委員、どうぞ。
- ○関口委員 この基本的な方向については、私は賛同しておりまして、よろしいと思っているのですが、携帯電話をどのように扱うかは、ユニバーサルアクセスを検討するタイミングでは、重要だと思います。携帯電話は事実上、モバイルコンピューティング、コンピュータですから、コモディティ化したインターネット接触ツールとしては何でもいいわけです。したがって、ユニバーサルアクセスが具体化するタイミングでいうと、もう少し携帯電話に関しては柔軟に検討する余地を残しておいた方がいいように思います。

当面の扱いとしては、補完的な扱いとして、固定回線を引くことについて難点がある場合、限定的に認めるという方向でよろしいと思いますが、次のフェーズを見据えたときには、アクセス手段は別に何でもいいわけで、そこは少し含みを持たせた表現であってもよろしいかと思っています。

以上です。

- ○山内主査 ほか、いかがですか。木村委員、どうぞ。
- ○木村委員 ユニバーサルサービスについてですが、今後の議論になると思いますが、 ぜひ利用者に過度な負担が生じないようにしていただきたいと思います。現在、1番号 につき数円ということですけれども、1つの家庭の中に番号が複数あるということで、 利用者の利用方法や契約形態も変わってきていますので、どのようにするのが望ましい のかということも含めて、検討していく必要があるのではないかと思います。

総務省のホームページを拝見しますと、事業者は利用者に負担を転嫁できるという書き方も見受けられ、利用者が負担するべきかについては疑問もあります。そうした点も含めて議論がされるといいと思います。

それから、ユニバーサルアクセスについてですけれども、利用者はサービスと利用料金のバランスで利用していくと思うので、仮にすごくいいサービスが出てきても、利用料金が高かったりですとか、複雑で利用しにくかったりすると、やはり利用者としては利用できませんので、必要な施策を入れながら進めていただきたいと思っています。

以上です。

- 〇山内主査 宍戸委員、どうぞ。
- ○宍戸委員 宍戸でございます。

11ページの中長期取組としてのユニバーサルアクセスのお話でございますけれども、これまでご意見が出てきましたように、ユニバーサルアクセスの概念をどういうふうに立てていくか。抽象的には、その課題の2つ目にあるように、誰もがこうしたサービスを適正・公平・安定的に享受できる環境ということですけれども、先ほどご意見がありましたように、例えば地理的な問題を考えるときに、どういうふうにこれを具体的なものとして設定していくかということは、1つやはり難しい問題があろうかと思います。

別の審議会で恐縮でございますけれども、私は第32次地方制度調査会で委員を務めておりますが、そちらにおいても、2040年に人口減少がピークを迎え、過疎化が進んでいくといった中で、通信サービスに限らず、どういうふうに様々なインフラを整備、維持していくのかについて議論をしているところでございます。

他方、何でもかんでも全部競争に任せるということで、社会的排除を生む事態が生じてしまう、あるいは、今後、通信サービスが社会インフラとしてますます重要性を増していく中で、結局、通信サービスが来ないことが理由になって、住民の居住生活の在り方が大きく変わってしまうといった事態が生じれば、別の意味でのゆがみを生じさせる気もいたします。

したがいまして、この考え方の3ポツ目にありますとおり、ユニバーサルサービス、ユニバーサルアクセスの概念の具体化といったときに、現行の制度とユニバ制度との整合性はございますけれども、それ以外にも、その他のユニバーサルサービスやインフラの問題、あるいは、国土の問題、それから、今、木村構成員からお話がありましたような利用者の負担、こういったものを総合的に慎重に検討していく、こういった姿勢でこの問題は考えるのがいいのではないかと思っております。

1点、補足で申しますと、その意味でも、7ページにございますその短期的取組としての他者設備を利用した形での電話サービスの提供が、どれだけの社会的なコストを削減しながら、最終的にユニバーサルサービスを維持、確保することになるかということは、一つの試金石になるだろうと思っております。

現在のところ、考え方の2ポツ目で、例外的に認めるということでございますけれど も、3ポツ目のセーフガード措置を講じつつ、その成果として、どれだけ最終的なエン ドユーザーの負担が低廉化し、また、電話サービスを確保できることになるのか。それ を検証して、それを電話サービス以外のユニバーサルサービスについても考え方を生か していくといった視点で、取組について注視すると、必要な情報を適時に収集して分析 するといったことも併せて取り組んでいただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○山内主査 ありがとうございました。

まだあろうかと思いますけど、時間の関係もございますので、最後の包括的検証に関する主要論点、これまた重要な論点でございます。ここに進みたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○大内事業政策課調査官 ありがとうございます。資料6-3に基づきまして、包括的 検証に関する主要論点(案)、中間報告書のポイントという資料に基づいてご説明をし たいと思います。

現在、特別委員会を含め、その他関連する研究会におきましても、中間報告書の取りまとめに向けた議論が進んでおりますことから、現時点で、今後、取りまとまっていくであろう中間報告書、または、中間答申に向けた議論の全体のイメージを共有させていただくという趣旨で、資料を作成してございます。

1ページ目は、前回の資料、前回の会合でお示しをした資料でございまして、特別委員会において、ネットワークビジョンを包括的に検証、共有しながら、各レイヤごとに基本的視点を踏まえた短期、中長期の課題を整理していただいているという全体像をイメージとして示したものでございますので、ご参考までにごらんください。

2ページ目にお進みいただきまして、ネットワークビジョンでございます。特別委員会を中心に検討いただいておりますけれども、この左側の絵は、第3回会合でお示ししたビジョンに依拠したものでございます。大きく言いますと、その中間あたりになりますけれども、仮想化レイヤが出現いたしまして、多様なニーズやデータ流通に対応したネットワークの柔軟な活用が進展していくと。これに伴いまして、レイヤ間、レイヤ内の連携が進んでいくといった点がございます。

こういった変化といいますか、ネットワークビジョンを踏まえた課題が、右側の吹き 出しで書いてございまして、上から簡単に申し上げていきますと、まず、一番上のサー ビスレイヤでございますけれども、グローバルなサービス提供やデータの利活用が一層 進展することから、矢印の先でございますけれども、プラットフォームサービスを誰も が安心して利用できる環境の整備が課題となっております。 次の吹き出しでございますが、トラヒック量の飛躍的な増大等を踏まえまして、課題 でございますが、オープンなインターネット環境の確保が課題となっているところでご ざいます。

その下、仮想化の進展によりまして、ネットワーク構造が変化していくというのは、 先ほどご議論いただいたとおりでございまして、こういった点に対応した公正競争、安 全・信頼性等の確保が課題となっているところでございます。

4つ目の吹き出しでございます。事業者間連携、固定通信・移動通信市場の融合が進展することを踏まえまして、課題といたしましては、市場構造の変化、新たな基幹ネットワークの姿を見据えた新たな競争環境の確保が課題となっているところでございます。

下から2番目の吹き出しでございます。社会構造が大きく変化するとともに、国民生活に不可欠な通信サービスも高度化・拡大しておりまして、必要なサービスを誰もが利用できる通信基盤の確保が課題となっております。

最後の吹き出し、サービスの内容が高度化、複雑化することを見据えまして、多様な サービスを低廉な料金で安心して利用できる環境の確保ということで、消費者保護の在 り方が課題となっているところでございます。

次のページ、3ページ目にお進みください。まさに先ほどご議論いただきましたとおり、ネットワークビジョンを見据えたルールの見直しでございます。左側にございますが、ネットワークの構造変化といたしまして、上に向かっていきますと「分離」というのがございますが、「設備」・「機能」・「役務」の担い手が「分離」しまして、ネットワークの「外部」に新たな事業領域が出現しているところでございます。

その下、一方で、「固定」や「移動」といったネットワークが融合するといった形、 「分離」や「融合」といった環境の変化が見られるところでございます。

上から見ますと、右上にございますけれども、プラットフォーム事業者がもたらす新たな競争パラダイムの例というふうに書いてございますけれども、ネットワークの外部にありながら、国内ネットワークと不可分一体的な事業を行う主体が登場し、市場や利用者への影響が拡大しております。

また、「接続」に代わりまして「卸役務」の提供が拡大し、市場構造が変化してございまして、こういった点を踏まえた利用者を適切に保護する必要性が指摘されているところでございます。

絵にもございますけれども、こういった点から、仮想化ですとかグローバル化、卸役

務の提供等が課題となっているところでございます。

下に目を転じていただきまして、5G時代の新たな競争パラダイムの例といたしまして、固定通信市場と移動通信市場の融合ですとか、事業者間連携が進展し、設備競争を維持していくことが困難となるおそれがある。指定電気通信設備制度が前提とする市場区分を越えて、新たな影響力を行使する主体が現れる可能性があるといたしまして、こういった点を踏まえまして、市場の融合等が課題として提起されてございます。

以上、4つのテーマを中心に、先ほどご議論いただいたところでございます。

以下、各論でございます。 4ページ目でございますけれども、仮想化の進展につきましては、この絵につきましては、仮想化の前後で模式的に示したものでございますけれども、右側を見ていただきますと、電気通信事業者各社は汎用的な設備を持ちまして、管理機能を外部に委託するといった取組が進展しております。

右下にございますけれども、設備と機能の担い手が分離することによりまして、責任 の所在が分散することから、機能の担い手について必要なルールを検討する必要がある かという方向性で先ほどご議論いただいたところでございます。

続きまして、5ページ目にお進みください。他者設備の利用とルールの見直しの方向性についてでございます。

左側の絵、また、左下にございますけれども、現状、接続約款に基づいて提供される「接続」と相対契約により提供条件が定まる「卸役務」が併存している状況でございます。

こうした中で、サービス競争、設備競争の確保が図られているところでございますけれども、右側に目を転じていただきますと、市場支配的な事業者等によるエンド・エンドでの卸役務の提供が拡大することが想定されているところでございます。

右下2ポツにございますけれども、2030年ごろの事業者間連携やネットワークの 在り方を見据えて、接続ルールを通じて実現してきた公正競争環境を確保していくため、 他者設備の利用について、制度整理も視野に、検討を深めていくべきではないかという 方向性について、先ほどご議論いただいたところでございます。

6ページ目にお進みください。市場の融合とルールの見直しの方向性についてでございます。

左下にございますけれども、今後、各市場において、事業者間連携等の進展を通じま して、共同的な市場支配力の行使等が顕在化する可能性がある。また、将来的には、指 示の外部にありながら、密接に関連する事業を営む者が登場し、市場区分の区別なく、 ネットワーク市場全体に対して市場支配力を有した場合には、現行ルールで対応できな いおそれがあるところでございます。

こういったことから、右側にございますが、新たな競争ルールの在り方につい検討することが適当ではないかとの観点からご議論いただきました。

駆け足で恐縮ですが、続きまして、7ページ目でございます。グローバル化の進展と ルールの見直しの方向性でございます。

この絵で書いておりますとおり、赤枠で囲みました電気通信事業者、これが国内に電気通信回線設備を設置し、他人と他人の通信を媒介するという、こういった電気通信事業者が現行法の対象となってございます。今後、上位レイヤに電気通信に関連する者、関連する事業を営む者というのを書かせていただいておりますが、こういった多様なプレーヤーを含めまして、右側にありますとおり、設備管理主体が国外にある者による国内利用者向けのサービスが拡大するといった環境変化が見込まれるところでございます。

こういったことから、右下、右側にございますけれども、必要に応じまして、海外事業者に対する電気通信事業法の一部規定の適用について、法整備も視野に検討することが適当ではないかと。その際、検討すべきルールの例として、利用者保護に関するルールについてはどうかといった観点から、先ほどご議論いただいたところでございます。

こういった点が、ネットワークビジョンに関する検討の現状でございます。

8ページ目、基盤整備等について、ユニバーサルサービスの在り方ということでございまして、この点につきましては、先ほどまさにご議論いただきましたとおりですので、 説明については割愛させていただきたいというふうに思います。

9ページ目にお進みください。以下、他の研究会、ワーキンググループ等における検 討状況について、簡単に整理をさせていただいていたものでございます。

この9ページ目は、モバイルサービスにつきまして、利用者対応に係る課題と方向性についての整理でございます。絵にございますけれども、電気通信事業者につきましては、下にございますが、2ポツですね、MVNOを含めた事業者間の公平な競争環境の確保が不十分といった課題があるところでございます。

また、消費者につきましては、右側に転じていただきまして、サービス内容が複雑化・ 高度化したりですとか、消費者との間の情報の非対称性があると、こういった点が課題 として指摘されてございます。 また、両者を仲介する販売代理店につきましても、中ほどにございますけれども、料金と端末代、通信料金と端末代金の結合、行き過ぎた期間拘束等による公正競争の阻害、また、その事業者・行政による対応が不十分といった課題が指摘されているところでございます。

こういった点を踏まえまして、現在、モバイル市場の競争環境に関する研究会、また、 消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループにおいて議論をしていただいてお りますとともに、下にもございますけれども、直近の課題については、本年1月に緊急 提言をまとめていただいたところでございます。次ページ以下で、内容について、項目 だけでございますが、ご紹介したいと思います。

10ページ目でございます。モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言についてのポイントでございます。まず提言の①、シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現といたしまして、2つ、通信料金と端末代金の完全分離、及び、行き過ぎた期間拘束の禁止についてご提言をいただきました。

それぞれ、通信料金と端末代金の完全分離につきましては、右側にございますとおり、端末購入を条件とする通信料金の割引を廃止することが適当である、若しくは、通信契約の一定期間の利用継続を条件とした端末代金の割引を見直すことが適当といった提言をいただいたところでございます。

その下、期間拘束につきましては、1つ目にございますけれども、期間拘束なしの料金プランについて、合理的理由なく、著しく劣る提供条件の前提を禁止することか適当であるほか、また、合理的根拠のない著しく高額な違約金を禁止することが適当といったご提言をいただきました。

提言の②でございます。販売代理店の業務の適正化の確保、適正性の確保でございます。この点につきましては、上から順に、例えば届出制を導入することが適当。また、利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為を禁止することが適当。また、最後、3ポツでございますが、業務改善命令の規律を導入することが適当。こういった提言をいただいておりまして、下にもございますけれども、こういった緊急提言の内容を踏まえまして、今国会におきまして、電気通信事業法の一部改正案が提出されたところでございます。

続きまして、11ページ目にお進みください。これは、その他モバイル市場の競争環境に関する研究会で検討されております中間報告書案のポイントでございます。

まず、1つ目でございますが、取組の方向性の案の①利用者料金についてでございま

す。項目だけで恐縮ですけれども、この点につきましては、①から④まで4点、①利用者の理解の促進、②広告表示の適正化、③中古端末の国内流通の促進、④利用者料金等のモニタリングについて、それぞれ様々なガイドライン見直し等の方向性についてご提言をいただいたところでございます。

下、取組の方向性案の②、事業者間の競争条件についてでございますけれども、①から⑥まで、まず、①でございますが、接続料算定の適正性・透明性の向上、②ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証、③音声卸料金の適正性の確保、④セルラーLPWAの提供、⑤MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブの付与、⑥第二種指定電気通信整備制度の全国BWA事業者への適用、それぞれについて、提言をいただいたところでございます。

12ページにお進みください。消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループでございます。

この点につきましては、①から⑧まで順に、項目だけでございますが、まず、①携帯電話の料金プランの理解促進のための取組でございます。②携帯電話ショップでの手続時間等の長さへの対応、③広告表示の適正化に向けた対応、④不適切な営業を行う販売代理店等への対策、⑤高齢者のトラブルへの対応、⑥法人契約者のトラブルへの対応、その他、青少年フィルタリング利用の促進等が提言されておりますけれども、さらに、⑧といたしまして、2030年を見据えた消費者保護の在り方についてもご議論を経てご提言をいただいているところでございます。

続きまして、13ページ目にお進みください。プラットフォームサービスに関する研究会の中間報告書案のポイントでございます。

真ん中あたり、目指すべき社会像とございますけれども、重大な社会基盤であるプラットフォームサービスを誰もが安心して利用できるものにし、イノベーション創出等を確保、実現するといったことのために、取組の方向性として5つ、今、挙げられているところでございます。

①国外のプラットフォーム事業者に対する規律といたしまして、通信の秘密の保護規定が適用されるよう、法整備を視野に検討を行うことが適当との提言。②規律の適用対象の見直しといたしまして、電気通信サービスとプラットフォームサービスの一体的なサービスが提供されるなどの環境変化を踏まえたガイドライン等の適用対象の見直しが適当とのご意見、ご提言。③法執行の確実な担保といたしまして、共同規制的なアプロ

ーチを適切に機能させる方策の検討が適当。④国際的な調和の必要性。⑤情報流通の信頼性確保といたしまして、トラストサービスですとか、フェイクニュース等に関する検討を深めることが適当とのご提言、ご報告をいただいたところでございます。

続きまして、14ページ目にお進みください。ネットワーク中立性に関する研究会で ございます。この中間報告書の案でございますけれども、取組の方向性の案といたしま して、4つに分けてございます。

まず、①帯域制御の在り方でございますけれども、これにつきましては、合理的なトラヒック制御といたしまして、公平制御等を認める方向でのガイドラインを改定することが適当とのご提言。②優先制御の在り方につきましては、対象となるサービスや技術適用条件等のルールについて、幅広い関係者による合意形成を進めることが適当とのご提言。③ゼロレーティング等、新たなビジネスモデルへの対応でございますけれども、事後的に問題事例に対応することが有効とした上で、関係者と共に指針を取りまとめ、運用することが適当とのご提言でございます。最後、④ネットワーク中立性確保のための体制整備といたしまして、関係事業者による協力体制を整備し、モニタリング体制を整備することが必要との報告書の案となっているところでございます。

最後、こういった点を全体を踏まえまして、最後、15ページ目でございます。中間 取りまとめを踏まえた今後の取組についてでございますけれども、特別委員会、各研究 会等の中間取りまとめを踏まえまして、短期的な課題については、必要に応じて、制度 整備やルール化を順次行うとともに、中長期的課題については、最終答申に向けて引き 続き検討を行ってはどうかと考えているところでございます。

それぞれ、特別委員会において、ユニバーサルサービス制度の見直しの具体化等についての引き続きの検討、またその他の関連研究会及びワーキンググループについて、それぞれここに書いてございますけれども、引き続き検討とされている事項について、最終取りまとめ、答申に向けての検討を進めていただくことを想定しているところでございます。

最後に、モニタリング体制の整備という形で書かせていただいておりますけれども、 ここでは、全体に共通する部分があるかと思いますけれども、市場動向等の変化や技術 動向等を踏まえた機動的な政策対応を行うため、上記の事項のうち、必要なものについ て恒常的にモニタリングを行うための体制整備等を実施していくことが必要ではないか と考えているところでございます。 以上、現時点での中間報告書のポイントとして考える点について、ご説明申し上げました。

○山内主査 ありがとうございました。

全体像がこれで示されたわけですけれども、これについて、ご質問、あるいは、ご意 見があれば、ご発言願いたいと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ、石田 委員。

- ○石田委員 7ページですけれども、グローバル化進展のルールの見直しの方向性のところで、一番最後の適用の是非等について検討すべきルールの例示のところですが、現在でも、海外プラットフォーム事業者のサービスについては、消費者から様々な相談が寄せられているところです。ですので、一番最初の丸ポツ、利用者の保護に関するルールのところに、例示のところではあるのですが、業務の休廃止周知義務等だけではなく「苦情の処理」等について、プラスで入れていただけたらいいかと思いました。
- ○山内主査 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ、森川委員。
- ○森川委員 ありがとうございます。

これからユニバーサルサービスについて考えていくに当たって、2つのポイントを基に考えていかなければいけないと思っております。

1点目は、ユニバーサルサービスはやはり市場の失敗を是正していくための例外的な措置であるべきですので、そのため、市場の失敗を起こさないような工夫とか仕組みを第一に考えることが必要だと。2つ目は、先ほども話がありましたけれども、やはり費用対便益。コストベネフィットをしっかりと考えていかなければいけないと思っていますので、その2つのポイントに立って、これからユニバーサルサービスを考えていくことが重要だと思っております。

以上です。

○山内主査 ありがとうございます。
ほかに。池田委員、どうぞ。

○池田委員 ありがとうございます。

2ページ目のところで、プラットフォームサービスという形での表現が見られますが、 プラットフォームサービスや、プラットフォームビジネスを実施している事業者である から、当然に、重要で、社会的基盤を提供しているということには必ずしもつながらな いように思いますので、プラットフォーム事業者、あるいは、特にこの電気通信事業法 で問題にしたいプラットフォーム事業者というのがどういうものなのかということにつ いては、もう少し厳密に議論をする必要があるのではないかと思いました。

7ページ目のスライドで、プラットフォーム事業者は非電気通信事業者ということで、電気通信と密接に関連するかしないかというので、トラストサービスという、課金・認証サービスについては関連するかと思いますけれども、検索サービスとか、ウェブ掲示板サービスというのは、確かにこの日本のユーザーにとっての影響は大きいかと思いますが、当然、なぜ規制の対象にする必要があるのかということは慎重に考えるべきであると思いました。

以上です。

- ○山内主査 ほかにいかがですか。では、まず、中村委員。
- ○中村委員 先ほどもちょっと言いましたが、やはり7ページで、「設備管理主体が国外」という部分がやはりよく分からないと思いました。例えば、設備の運用者が日本人で、その設備がアメリカにある場合、海外にある場合と、それから、設備の管理主体が例えばアメリカの企業で、それが日本に設備を持っているとか、その辺の整理がやはり必要で、電気通信事業法がもともと設備というところから始まっているのでこういう図になってくるのだろうなと思うのですけれども、やはり今後、2030年に向けて、もう一回、電気通信事業法の根本的なところを考える必要があるのだろうなと思います。あまり設備に依存して何かを議論しても始まらないというか、難しいことになるのではないかと思います。

上に関しても、先ほど、トラストサービスだとかウェブ掲示板サービスだとか、色々なサービスを分類しているのだけれども、本当にこの順番が正しいのか、少し疑問に思うところがあります。

- ○山内主査 では、森委員、どうぞ。
- ○森委員 ありがとうございます。

これも、こちらも大変分かりやすく、膨大な情報をコンパクトにまとめていただいた と思います。

今の池田先生のお話ですけれども、先ほど申し上げましたように、どうもちらちら見 え隠れする利用者端末が私は重要だと思っているんですけれども、その利用者端末の情 報の保護ということであれば、それは非常にプラットフォームの事業者の利用というこ とは進んでいるわけですし、また、例えばその端末内のアプリについても、そのアプリ を提供するためのマーケットプレースというのはプラットフォーム事業者によって設営、 運営されているということかと思います。

それと、もう一つ、また別のお話で少しお尋ねしたいのですが、14ページのネットワーク中立性の研究会のところですが、取組の方向性の③のところに、ゼロレーティング等への対応ということがありますけれども、従来、ゼロレーティングは通信の秘密との関係も指摘をされていたところかと思いますが、そのゼロレーティングの今後の指針等のことと、その通信の秘密の関係について、何か整理されたのかということを教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

- ○山内主査では、マイクをちょっと回してください。
- ○五十嵐データ通信課調査官 まず、後半のゼロレーティングと通信の秘密との関係ですけれども、まず、このゼロレーティングサービスについては消費者にとっても魅力的なサービスというところもありますけれども、一方で、支配的な関係を持ってしまうと不公平になるというところもあります。それについて指針を設けるというところでありまして、通信の秘密に関しても、これから検討していくということになります。
- ○山内主査 よろしいですか。では、吉川委員、どうぞ。
- ○吉川委員 3ページなんですけれども、この赤の吹き出し的に白抜きの部分がありますね。これが少しぴんとこないのは、新しい論点をここで出したいのか、新しい事象やプレーヤーが入ってきていることを言いたいのか、ちょっと分かりにくいと思いました。例えば、ローミングについては、今回、論点にするのかどうか。もう10年以上前に、総務省で、卸でもない接続でもない、ローミングという相対契約の一種の契約形態という形で決着がついているので、これを今回議論するのですかということが分からない。こういう事態が起こっているのは分かっているのですが、論点なのか、こういうことが起こっているということを示したいのか。

インフラシェアリングは、多分、固定よりモバイルに入れた方がいいと思います。それから、卸役務というのは、MNOとMVNOとの接続のところにも実は矢印が行ってもおかしくなくて、ややこの絵のメッセージ性がぼやけているかと思いましたので、少し手直ししていただいたほうがいいかなと思います。

- ○山内主査 ほかに。どうぞ、新美委員。
- ○新美委員 ありがとうございます。

私は1つ気になることがあるのですが、従来、設備と機能が完結した一主体であったものですから、それほど悩まなかったのだろうと思うのですが、今度は分離するということになったときに、それぞれの担い手をどう引き込むかという議論をしているわけですけれども、これは他の分野でもそうですけれども、法律はもともと独立した法主体を念頭に規律を考えてきたわけですが、最近では、色々な主体が複合的に手を組んで活動をするということから、集合体としてそれらをまとめて法律の規律対象にするということがあちこちで出てきております。

民法でいうならば、連帯責任とか、共同責任といった考え方が出てきておりますので、 電気通信の場面でも、どこまでの結びつきがあったら集合的に捉えられるのか、あるい は、こういう効果を狙った連帯的な規律対象として、複数の者を捉えるとか、そういう 観点があっていいのではないかという印象を持ちました。これは世界的にそういう方向 にあると言っていいかと思います。

それから、もう一つは、ユニバーサルサービスの点ですけれども、先ほど森川先生が 市場の失敗を補完するものだとおっしゃいましたが、実はそれだけではなくて、もっと 大きな視点が必要なんじゃないかと思います。

これは宍戸先生がおっしゃったところと関連するのですけれども、我々は得てして、 効率性というものを念頭に置いて制度設計というものを考えますけれども、やはり経済 学では、私は素人ですけれども、効率性に対立する全く軸の違った公平性、フェアネス という考え方もあるのだと言われています。ユニバーサルサービスというのはフェアネ スというものを実現するための一つの仕組みだと考えると、これは決して市場の失敗の 問題ではない。

ただ、フェアネスを実現するために、どこまでコストをかけるのかというのは、これは忘れてはならない視点だと思いますので、その辺、全く軸の違った、次元の違った2つの評価基準があるということは忘れてはならないだろうと思います。

- ○山内主査 ありがとうございます。
 - 中尾先生、どうぞ。
- ○中尾委員 中尾です。

大変まとまっていて、よろしい資料かと思います。

15ページで、今後の方針が示されていますが、先ほど私から申し上げた、情報収集 とスピード感を持ってというところがこのモニタリング体制の整備というところで実現 されるのかなと思っていまして、非常にいいかなと思っています。

先ほど、森委員からご質問があったゼロレーティングに関して、少し細かいんですけれども、14ページ目でゼロレーティング等への対応ということが挙げられていますが、特別委員会で私から資料を提供したことがあると思いますが、ゼロレーティングがきちんと実施されていないケースがやはり見受けられまして、私は論文で、学生と一緒に学会で発表しまして、かなり反響がありましたが、ユーザーにとってちゃんと実施がされているのかどうか、可能な限りで実際にゼロレーティングになっていることの証拠をきちんとユーザーに示していかないといけないかと思っています。

最近、私もゼロレーティングの使われ方というのが、単なる料金プランについて、ユーザーへの魅力的なサービスにするということだけではなくて、私も1ユーザーとしてこの前契約に行ってみたのですが、ゼロレーティングがあるプランとないプランとに分かれていまして、当然、ユーザーはゼロレーティングのあるプランに惹かれるわけですが、当然高い、使い切れないぐらい大量のデータプランを勧められると。

日々、色々なサービスが展開されて、色々なことに対応しないといけないと思われますので、やはりちょっと最初のポイントに戻りますが、モニタリング体制の整備というところでは、何が起こっているかを絶えず把握すると、それに対して迅速に考えていく体制が必要かと思いました。

最後に一言だけなのですが、資料を拝見していて、8ページと14ページに、ここだけ、目指すべき社会像と取組の方向性と書かれていて、これは先ほど新美先生からおっしゃっていただいた、法律というのは目的、狙いがやはり重要で、主体が誰であるかということが非常に重要であるということを言われていたのですが、やはりこういうふうにまとめていただくと、非常に分かりやすくて、例えば我々がここで議論している狙いや、目指すべき社会像というのは何なのだと、これに対して、こういうことをしていかなければいけないというまとめ方が、資料としては非常にまとまりがいいかと思いましたので、一言コメントとして述べさせていただきました。

以上です。

- 〇山内主査 ほかに。松村委員、どうぞ。
- ○松村委員 細かい点で申しわけありません。スライド11のところで、接続料算定の

適正化、透明化という具体的な策というのが出されて、後段のところで、報告を実施するという方向性が出てきたのがとてもよいと思います。

これに関して、報告されるだけで、そのまま無条件にオーケーと言ってしまったら、何のために報告しているのか分からないので、きっと査定するということとセットだと思うのですが、そうすると、これは総務省の審議会も、これに対して消費者から査定されるという言い方は不適当ですけど、消費者から当然、本当にちゃんとしたパフォーマンスをしているのかどうかというのは見られることになるのを覚悟すべきだと思います。

出てきたものをろくに調べもしないでオーケーと言ってしまって、お墨付きを与えるだけなんていうような体たらくなことをしたら、形だけ作っただけということに思われかねないということになるし、それから、この会議の範囲外ということは十分承知していますが、例えば、実際報告が出てきて、消費者の関心というのが集まって、仮にそれらを見たときに、法外に高い接続料があるのにも関わらず、電波の割当てというのが大量に割り当てられている。一体、この割当てのところの委員会は何を見ていたのか、などというようなことだって、消費者の目から見ると言われかねないということは当然あると思います。

かなりの覚悟を持って、事業者に厳しいことを求めるというだけじゃなくて、それを 受けた審議会の側というのも相当厳しい覚悟で、実際にここに書かれたような政策とい うのをぜひ実現していっていただきたいと思います。

以上です。

- ○山内主査 そのほか。どうぞ。
- ○関口委員 少し漠とした言い方になって申しわけないのですが、この6-3、とてもよくまとめていただいていると思っていますし、今回の包括検証という形で、全ての課題を洗い上げていくという非常に膨大な作業を行っていただいたわけでありまして、その意味では、おそらく電気通信事業者として把握するのはどの範囲なのかということを議論して、初めて全体の輪郭が分かってくるように思います。

現状では、そこのボーダーが引けない、引かれていない状況で、例えば I o Tでいうと、あらゆるものにチップが埋め込まれており、通信が全ての産業に絡んでいく。あるいは、今まで国内事業者だけを設備で見ていたのが、世界中のOTT等の企業がターゲットに入ってくるという形で、関連してくるため、守備範囲は無限に広げるわけですね。

そこで線引きをこれからどうやっていくかを、幾つかのベクトル、1つには利用者目

線かもしれませんし、望ましい規制の在り方かもしれません。どのようなベクトルで切り取っていくかを、中間報告という形では、これからの課題としてもう少し明確に出していくことで、全体の輪郭が分かってくると思います。

先ほどの冒頭の資料 6-1 の各先生方のご指摘も、やはりそういったフェーズの違う ものが混じってしまっているような印象と、それから、ターゲットがどこにあるかよく 分からないというところに集約されると思っています。

ただ、6-3のこの2枚目のところにも、水平統合、水平連携もあれば、垂直連携もあってといって、さまざまなフェーズがこのような広がりを持っていることは私たちも理解しているところですし、OTTを示した7枚目のところでも、最後の適用の検討すべきルールでも、適用対象の捉え方という、やや抽象的ではありますが、問題提起がされています。

要すれば、現状で言っている電気通信サービスの無限の広がりを、どこまで捉えるかはこれからの課題であるということを明らかにするのが、多分、中間報告の仕事、宿題だと思っていますので、そのことが分かってくれば、もう少し私たちがやらなければいけないことが後半戦ではっきりしてくるような気がします。

○山内主査 どうもありがとうございました。

時間がかなり超過しておりますので、まだご意見があるかと思いますけれども、もし 追加でご意見があれば、事務局に別途ご連絡いただければと思います。

それで、今、6-3のところで、事務局からご説明いただきましたが、特別委員会の検討テーマである、ネットワークビジョンと基盤整備、それから他の研究会を含めた「包括的検証に関する主要論点」となっているわけですが、皆さんのお話を伺っていると、いろいろご意見いただきましたが、基本的な方向性はご賛同いただけるのではないかと思っております。

もしそうであれば、事務局で、本特別委員会の中間報告書の案を起草していただくと、 作っていただくことにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、事務局で作業の方をよろしくお願いをいたします。

議論としてはこれで終わりということですが、事務局から今後の予定等について、ご 連絡があれば、お願いいたします。

- ○事務局 次回の委員会につきましては、別途、事務局よりご案内させていただきます。 以上です。
- ○山内主査 それでは、本日はこれで閉会といたします。ご協力をいただきまして、ど うもありがとうございました。